

たばこは町内で買いましょう

町たばこ税は、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者などが町内の小売店に売り渡したたばこに課税される税金で、町の大変貴重な財源です。

たばこ税を負担しているのはたばこを購入している皆さんですが、町の税収の対象となるのは町内の小売店で購入されたたばこのみで、ほかの市区町村で購入された分はそれぞれ購入先の市区町村の税収となります。

旅行や外出などで小野町を離れる時には、町内でたばこを購入してから出かけるようにしましょう。

税務課  
☎72-6932

田村地方衛生処理センターより

### ◆浄化槽の管理について

台所で油污れなどを洗浄する際は、いったん紙などで拭き取ってから洗浄し、

米のとき汁は庭木などの肥料として利用してください。

### ◆口座振替の利用について

し尿のくみ取り手数料、浄化槽の保守点検料などは、町内の金融機関窓口で口座振替の手続きをすることができます。

納入に便利な口座振替をご利用ください。

田村地方衛生処理センター  
☎82-1272



### 12月1日は世界エイズデー

世界エイズデーとは、エイズの予防と患者・感染者に対する偏見をなくすことを目的として、1988年に世界保健機関(WHO)により定められた国際記念日です。現在では医療が飛躍的に進歩して多くのHIV陽性者が病気を持ちながらも働き、学び、生活しています。HIV・AIDS

に対する差別や偏見を解消し、HIV陽性者が社会の中で安心して生活できる環境作りが重要な課題です。

県中保健福祉事務所(保健所)エイズ相談・検査予約ダイヤル  
0248-75-4338

### ◆受付時間

平日：午前8時30分から  
午後5時15分まで

禁止

家庭でのごみの焼却・野焼きは法律で禁止されています

廃棄物処理法に基づき、家庭や事業所から出たごみを庭や空き地に置いたドラム缶やブロックで囲んだ焼却炉を使用しての野外焼却(いわゆる「野焼き」)は、一部の例外を除き禁止されています。

またほとんどの家庭用焼却炉は、構造基準(※1)を満たさないため使用できません。

野外焼却は、不完全燃焼や低い温度での焼却となることから、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因の一つとなっています。住宅地での焼却は、生活環境にも悪影響を及ぼします。(煙が家の中に入ってくるので、窓が開けられない、干した洗濯物に臭いやすが付くなど)

草や剪定した枝は、家庭の場合、もやせるごみの袋に入れてごみ収集所に出してください。(剪定した枝は、長さ60cm以内、太さ10cm以内のもの)

事業者(会社、工場、事務所など)の場合は、廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

※1ごみ焼却炉の構造基準  
使用が認められているごみ焼却炉は、次の基準を満たすものです。

○ごみを燃焼室で800℃以上の状態で燃やすことのできるもの

○外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること

○燃焼室の温度を測定できる温度計があること

○高温で焼却できるようにバーナー等があること  
○焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること

町民生活課  
☎72-6933

インターチェンジ内は立ち入り禁止です

インターチェンジ内は自動車専用道路のため、歩行者の立ち入りは禁止されています。特に高速バス停を利用される方の道路の横断は、危険なので絶対にしないでください。

企画政策課  
☎72-6939

東日本高速道路株式会社  
東北支社いわき管理事務所  
☎0246-36-0123

